

建設業者が知っておきたい労働関連法

今年4月から働き方改革が順次実施されています。有給休暇の5日間の時季指定義務(※中小企業も対象で罰則規定あり)はマスコミでも取り上げられ、皆さんもご存知だと思います。

今回のセミナーでは、建設業を営む小規模の事業者むけに、働き方改革に関連する労働関係の法律の解説と今後取り組んでいく必要があることを次のようなQ&A形式で分かりやすくご説明致します。なお、建設業以外の方もご聴講いただけます。

- Q1：パートタイマーに有給休暇を与えた場合の賃金計算方法は？
- Q2：週6日勤務も可能な変形労働時間制とは？
- Q3：若手社員の採用 大切なものはおカネ、時間？
- Q4：最低賃金が変わるけど、今年4月に契約した契約書で大丈夫？
- Q5：来年から36協定の書式が変わるけど確認していますか？
- Q6：基本給を下げるためにいろんな手当を出していませんか？
- Q7：通勤手当を正社員だけに出しているけど大丈夫？
- Q8：ハラスメントで辞めていく若手社員が多くないですか？
- Q9：自社専属の一人親方は『労働者』では？

**受講料無料
(定員 30名)**

日時 令和元年 **10月11日(金)**

午後3時～午後5時

会場 岡谷商工会議所 3階ホール (岡谷市郷田 1-4-11)

講師 社会保険労務士法人アンカー 代表社員 **山本 亨 氏**

講師プロフィール

特定社会保険労務士、社会福祉士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、農業経営コンサルタント(長野県農業再生協議会)大阪府堺市生まれ。塩尻市在住。2012年より現職。建設業、農業、医療福祉、製造業、飲食業など様々な業種の就業規則作成改定に携わる。実績：70社以上。
働き方改革では建設業者に絞ったセミナー講師実績も多数



申込先 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、faxでお申し込みいただくかお電話にてお申込みください。

岡谷商工会議所 TEL 0266-23-2345 fax 0266-22-9056

〆切り 令和元年 **10月9日(水)**



FAX 送信状



申込FAX番号

22-9056

岡谷商工会議所 建設業部会行き

※FAX番号を良くお確かめのうえお申込ください

申込み期限 令和元年10月9日(水)

働き方改革セミナー

《建設業者が知っておきたい労働関連法》

参加申込書

開催日時 令和元年10月11日(金) 午後3時から5時

事業所名		
連絡先	☎	FAX
申込者欄	役職名 ご氏名	役職名 ご氏名

※ご記入いただきました情報は、当セミナーの運営・管理以外の用途では使用しません。